

【重点的取組み】 施策3 児童虐待・養育困難家庭対策の充実	所管課	子育て支援課 教育指導支援課 福祉総務課				
<table><tr><th colspan="2">取組内容</th></tr><tr><td>1(継)</td><td>児童虐待・養育困難家庭対策の充実</td></tr></table>			取組内容		1(継)	児童虐待・養育困難家庭対策の充実
取組内容						
1(継)	児童虐待・養育困難家庭対策の充実					
取組内容1 児童虐待・養育困難家庭対策の充実						
子ども家庭支援センターが中心となって、相談対応を行うことに加え、関係機関への研修や講演会の開催、他機関との連携調整、周知啓発活動等、子ども家庭支援センターに求められる役割が増加しました。令和 5 年度は、DV・子どもの虐待防止講演会、ヤングケアラー講演会のほか、MCG、心が軽くなる子どもの居場所事業、四者協(児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター)主催講演会、CARE等を実施しています。 また、相談職員の資質向上のためのスーパーバイズや研修受講とともに、関係機関との連携構築や児童虐待の早期発見・早期対応のための研修を実施しています(令和 5 年度は、子ども家庭支援ネットワーク連絡会関係機関、新規採用教員、認可保育所保育士・幼稚園教諭、児童館・学童保育所職員向けに研修を実施)。 公立小中学校と認可保育所等との連絡会を毎年度実施しています。 近年において虐待対応件数が増加傾向にあることを受け、相談対応の必要性がより高まっている状況にあります。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている、いわゆるヤングケアラーについて、国及び地方公共団体には、関係機関と共に当該児童のみならず家族に係る対応まで含めた支援が求められています。 児童福祉法改正によるこども家庭センターの設置を検討していることもあわせ、児童福祉、母子保健部門の連携強化等、子育て世帯の相談体制の構築が課題となっています。 引き続き、ヤングケアラーを含め、支援を必要としている児童や家庭の把握や相談支援対応を、関係機関との連携を図りながら着実に実施していきます。 また、こども家庭センターの設置等、児童相談体制の充実に取り組んでいきます。 加えて、子ども家庭支援センターの相談職員ほか関係機関職員の資質向上の研修を継続・充実していくとともに、公立小中学校や保育所等との定期的な連絡会の実施を図ります。 具体的手段 (1) 子ども家庭支援センター相談体制の充実 (2) 「国上市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」の効果的運営 (3) 小中学校・保育所等との連絡会の実施						

【重点的取組み】 施策4 子どもの発達総合支援事業の充実	所管課	子育て支援課
--	-----	--------

取組内容			
1(継)	子どもの発達総合支援事業の充実		
取組内容1 子どもの発達総合支援事業の充実			
平成 29 年度の組織改正により、子育て支援課において母子保健事業と発達支援事業を1係に統合しました。母子保健担当保健師と発達支援担当保健師が双方で地区を担当し、出産後から就学期までの発達に係る切れ目ない支援の実施を図っています。 就学支援に向けた取組みとして、発達に課題のある子どもたちが、就学にあたり必要な支援を受けスムーズに学齢期に移行できるよう、「就学相談への繋ぎ」「学校との連携」を強化するべく、就学相談担当との会議の実施、学校と学童保育所への新1年生の送り会議を実施するとともに、保護者等に向けては必要情報をまとめた「くにたち発達サポートブック」の作成、市内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの事業所フェアの実施、事業所の紹介冊子の作成、講演会等の開催等を行っています。 保護者支援として平成 28 年度より「子育てプログラム」を毎年実施(令和 2 年度より土曜日コースを開始)し、プログラムを終了したのちも、保護者が講師や受講者たちと継続して交流できる場を設け保護者の安心につなげることを目的に、令和 4 年度より「子育てプログラム同窓サロン」を実施しています。また、令和3年度より、年少児を対象に、保護者交流の場づくりや子どもが安心できる場の提供を目的としたグループ活動「カラフルグループ」を実施しています。 毎年1回「国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会」を開催し、国立市の発達支援の内容や実績、課題等を共有するなど、関連部署との連携強化を図るとともに、令和 2 年 10 月に市内に新設されたくにたち発達支援センターとは、月1回の定例会を行い、市内のしょうがい児通所事業所と年に1回の事業所連絡会を実施し情報交換を行っています。 令和 3 年度からは、しょうがいしゃ支援課と連携し、子育て支援課において民間の療育施設を利用する際に取得が必要となる「受給者証」の手続きの仮申請の受付を実施しています。 これらの取り組みにより、平成 28 年からの第三次国立市子ども総合計画の期間を通して、子どもの発達に関する「切れ目ない支援」実施の土台の強化を図ってきましたが、就学後から18歳まで、そしてそれ以降のライフステージへの繋ぎという点ではまだ整備が進んでおらず、引き続きこの時期の支援の充実が今後の大きな課題となっています。 今後については、地区担当保健師による母子保健をベースとして、ライフステージに沿った発達支援の充実を図っていきます。また、「就学相談へのつなぎ」「学校との連携」がよりスムーズに実施できるよう、教育機関との連携を強化していきます。			
具体的取組			
(1) 伴走型相談支援体制の構築			
(2) 保護者の「早期の気づき」に向けた取組みの強化			
(3) 「国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会」の連携体制の強化			

【重点的取組み】 施策5 保育施設等における医療的ケア児等に対する支援の充実	所管課	保育幼児教育推進課 子育て支援課 しょうがいしゃ支援課
---	-----	-----------------------------------

取組内容	
1	保育園等入園に向けた調整
2	園生活への支援

取組内容1 保育園等入園に向けた調整

国立市では平成31年度より、保育園における医療的ケア児の受け入れを開始しており、令和2年度に策定した「国立市保育園における医療的ケア児等受け入れに関するガイドライン」、また、令和3年度に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、保育園等入園の調整を行っています。

保育園等入園にあたっては、担当課のみならず、市役所内関係課との連携を図るとともに、国立市医師会、保育園等における医療的ケアの委託先である訪問看護ステーションとも密に連携を取りながら調整を行っています。

また、医療的ケア児の保護者の保育園等見学の同行や、希望園への情報提供を積極的に行うことで、保護者の不安を取り除くとともに、受け入れ側の不安も軽減できるよう、丁寧な取り組みを行っています。

今後もこうした取り組みを継続し、医療的ケア児、保護者の支援を行っていくとともに、国立市内の園で受け入れの経験がない医療的ケアを要するお子さんの入園希望があった場合に対応できるよう、体制を整えていきます。

具体的手法

- (1) 医療や福祉の関係機関と連携した、入園を希望する医療的ケア児の状況の把握
- (2) 保育園等見学や園への積極的な情報提供による保護者、園、双方の不安の解消
- (3) 入園希望園関係者を集めた保育園等入所検討会議の開催
- (4) 入園決定園との入所に向けた保育内容、条件等の検討会議の開催
- (5) 「国立市保育園における医療的ケア児等受け入れに関するガイドライン」の定期的な見直し

取組内容2 園生活への支援

医療的ケア児が保育園等に入園した後も安心して園生活を送ることができるようサポート体制を整えている。園生活を送る上での課題があれば関係者で集まり、対応策について検討を行っています。

また、医療的ケア児の卒園にあたり、教育委員会、学校、学童との引継ぎも行っています。

こうした支援を継続していくとともに、国立市内の保育園等で医療的ケア児への理解が進むよう、研修や啓発の機会を発展させていきます。

具体的手法

- (1) 訪問看護ステーションによる医療的ケアの実施
- (2) 加配職員を配置した場合の園への補助金の支給
- (3) 関係者による定期的なケア会議の実施
- (4) 教育委員会、学校、学童との引継ぎの実施
- (5) 保育園等職員向けの医療的ケアに関する研修の機会の充実

【重点的取組み】 施策6

しょうがい児の居場所の整備

所管課

しょうがいしゃ支援課
児童青少年課
保育幼児教育推進課
教育指導支援

国立市には、平成17年に制定された「しょうがいしゃあたりまえに暮らすまち宣言」があります。この宣言は、市民参加の下で検討され、本文には、しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現するために、査閲のないまちでありつづけることが記載されています。

その後、平成18年12月に国際連合で「障害者の権利条約」が採択され、翌平成19年には当該条約に日本が署名し、平成25年に「障害者差別解消法」が制定されました。これを受けて、国立市はこの宣言を基にした条例を作成し、平成27年9月に「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例」を制定しています。

国立市子ども基本条例においても、前文に「全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらに等しく、自分らしく幸せに生きるための権利を持っています。」と記載しており、しょうがい児が地域において差別なく、あたりまえに暮らすことは、子どもの権利の観点においても保障されるべきことです。

市では、これまでもしょうがいを持つ子どもが地域で育つことができる環境整備に努めてきました。しかし、保護者の生活様態が多様化する中、しょうがい児の保護者からは、それぞれの家庭の状況下ごとで更なる支援を求める声も受けています。この声を踏まえながら、支援の継続、また、しょうがい児の環境の在り方について研究を進めていきます。

取組内容	
1(継)	しょうがい児保育の充実
2(継)	しょうがい児緊急入所事業の充実
3(継)	しょうがいを持つ子どもへの支援
4	中学校進学後のしょうがい児の居場所について

取組内容1 しょうがい児保育の充実

市内保育所、幼稚園、学童保育所において、しょうがい児の受入れ体制を整備します。

取組内容2 しょうがい児緊急入所事業の充実

家庭において介護が困難となった場合やレスパイトを必要とする場合に、しょうがい児（主に就学期以降の子ども）を施設へ緊急入所させます。

取組内容3 しょうがいを持つ子どもへの支援

「障害者総合支援法」に基づく居宅介護や短期入所、及び「児童福祉法」に基づく障害児通所（児童発達支援・放課後等デイサービス）について、利用の案内や支給決定を行います。

また、余暇活動や通学の支援を行う移動支援については、ヘルパー不足により希望通りに利用ができない状況があることを踏まえ、ヘルパー不足の解消に向けて取り組みます。

取組内容4 中学校進学後のしょうがい児の居場所について

中学校へ進学したしょうがい児のうち、保護者が就労等されている子どもについては、放課後、また学校の長期休業期間中の日中を放課後等デイサービスにおいて過ごすことができます。

しかし、放課後等デイサービスでの生活が馴染まないことや、また、学校の長期休業期間中の朝に受入れを行う放課後等デイサービスが少なく利用できないこと等の理由で、放課後・長期休業期間中の居場所の拡張が求められています。

このことを受け、国立市では、健康福祉部・子ども家庭部・教育部の3部が連携して支援について検討しており、令和5年より中央児童館内で中学生しょうがい児の学童保育を試行的に実施しています。

しょうがい児の保護者のニーズが多様である状況を踏まえ、今後については、引き続き保護者との対話を行いながら、当該児童が放課後や長期休業期間中に安心して過ごすことのできる居場所の在り方について検討していきます。

【重点的取組み】 施策7

自分らしさが尊重される児童館の推進

所管課

児童青少年課

取組内容

- | | |
|------|-----------------------------|
| 1 | 子どもの権利が保障される空間としての児童館環境の整備 |
| 2(継) | 様々な世代の子どもの自分らしさが尊重される児童館の実現 |

取組内容1 子どもの権利が保障される空間としての児童館環境の整備

子どもの「自分らしく心豊かに育つ権利」が保障されるためには、自身の成長・発達・個性等に合わせて学ぶことや、自由に遊ぶこと、心身に必要な休息をとること、仲間を作り様々な人々と触れ合うことなどが具体的に実現できる環境が必要となります。

こども家庭庁においても、令和5年12月に発出した「子どもの居場所づくりに関する指針」において、子ども・子育て家庭と地域関係の希薄化、子どもを取り巻く課題の複雑多様化、また価値観の多様化が言及される今日、子どもたちに居場所がないことは孤独・孤立の問題に直結する問題として、居場所の存在は不可欠であると示しています。

このことを踏まえ、0～18歳未満の子どもが誰でも利用できる施設である児童館としては、改めて全ての子どもの育つ権利が保障される環境となるよう、整備していくことが肝要です。

これまで、児童館まつりや単館企画などを通じて、子どもたちの「やってみたい」思いを丁寧に聴き取り、その実現を支えてきた経過がありますが、今後においてはより日常的に子どもの声を受け止められる環境になっていくための体制や機能を整えるとともに、配慮の必要な子どもたちに対する丁寧な寄り添いを行い、子どもをはじめすべての市民にとって、「児童館＝子どもの権利が保障される空間」と認知されることを目指します。

具体的手段

- (1) 子どもの意見表明・参加の仕組みづくりの推進
- (2) 児童館まつり等、子どもの「やってみたい」を実現する取組の実施
- (3) 児童館における子どもからの相談大切の整備、そのための職員の資質向上

取組内容2 様々な世代の子どもの自分らしさが尊重される児童館の実現

令和5年4月1日より、くにたち未来共創拠点矢川プラスが開所し、矢川児童館を当該施設内へ移設したことにより、児童館事業の大幅な拡充をしています。

具体的には開所日時について、従前は、日曜祝日に閉館、また最大で19時までの開所時間だったところを、矢川プラスの開所時間に合わせ、日曜祝日も開館、最大で21時まで利用できるようにしたことで、特にこれまで取り込むことが難しいとされていた中高生の利用が徐々に増えている状況にあります。

引き続き、中高生までを含めた多様な世代の子どもが利用しやすい環境を整えるとともに、特に矢川児童館を中心に、多世代が利用する矢川プラスという施設内に所在することを活用し、地域の大人まで含めた世代間交流の実現に努めます。

加えて、新たな世代の利用に繋がりやすい広報の在り方を、利用している子どもたちとともに検討し、子どもたちと協力して発信していきます。

具体的手段

- (1) 中高生世代の利用促進に向けた取組の実施
- (2) 親子連れや子育てグループに向けた居場所づくりの推進(地域子育て支援拠点事業)

- (3) 地域の大人まで含めた多世代交流の仕掛けづくり
 (子どもたちのロールモデルとしての、大学生や社会人等との交流の仕掛けづくり等)

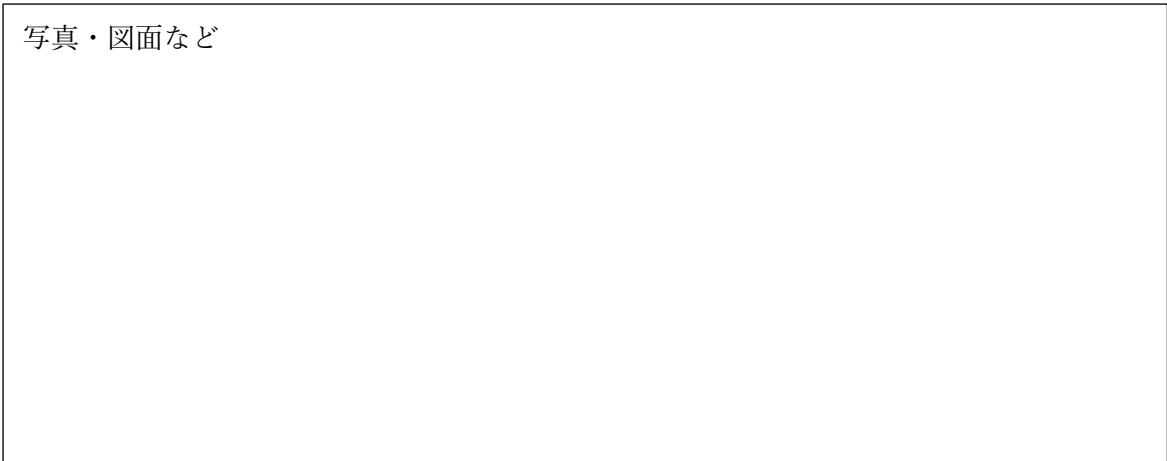
【重点的取組み】 施策8 くになち未来共創拠点矢川プラスの充実	所管課	児童青少年課 保育幼児教育推進課 子育て支援課
------------------------------------	-----	-------------------------------

取組内容	
1	くになち未来共創拠点矢川プラスの充実
2	子育てひろば「ここすきひろば」の運営
3	国立市幼児教育センター(こどもラボ)の運営

取組内容1 くになち未来共創拠点矢川プラスの充実

矢川プラスについては、令和5年4月1日に開業し、指定管理委託先である「くになち子どもの夢・未来事業団」(以下「事業団」)において、基本計画当初より掲げている「まちなかの大きな家と庭」というコンセプトに基づきながら、多世代交流、居場所づくり、子育て・子育て支援、幼児教育の推進、健康づくり及び高齢者の生きがいに関すること、地域コミュニティの活性化、まちのにぎわいづくり等に係る事業の展開を行うとともに、目的の有無にかかわらず、地域の子どもたちから高齢者の方まで誰にとっても学びのある心地よい空間となるよう、施設環境を整えています。

開館以降、多くの方に利用いただいております、子ども・子育て世帯を中心に1日平均900人を超える方々に来館いただいている状況があります。



引き続き、くになち未来共創拠点矢川プラスを適正かつ良好な状態で維持管理するとともに、特に子どもを中心とした地域の多世代交流の拠点としての役割を持つことから、施設内の児童館や市関係部局が積極的に連携して、多様な世代での交流や誰もが楽しむことのできる企画の実現を進めていきます。

また、現状市の直営となっている矢川児童館部分の運営の在り方について、今後事業団の専門性やノウハウ・施設全体の一体的管理を行うことまでを含めた手法を検討します。

具体的手法

- (1) 矢川プラスの適正かつ良好な状態での維持管理
- (2) 市内外の多様な団体や個人との連携を通じた、地域のにぎわい・つながりの創出
- (3) 人と地域、人と人をつなぐ仕組みの構築
- (4) 児童館空間の運営の在り方についての検討

取組内容2 子育てひろば「ここすきひろば」の運営(地域子育て支援拠点事業)

矢川プラスの2階で実施している「ここすきひろば」(地域子育て支援拠点事業)については、特に多くの子育て世帯の方の利用に供して頂いています。まちに開かれた子育て広場の運営を通じて、さらに多世代がつながり育ち合う環境づくりを進めます。

具体的手法

- (1) 保護者が悩み事を気軽に相談できる体制の整備(助産師や心理士、管理栄養士等の専門職との連携)
- (2) 地域で活動する子育て支援団体とのネットワークの強化
- (3) 子育て世帯向けプログラムの充実

取組内容3 国立市幼児教育センター(こどもラボ)の運営

市の重点施策とする幼児教育推進事業の推進拠点として、幼児教育に関する調査・研究、市内幼児教育施設の定期巡回訪問と情報共有・課題解決、啓発・情報発信、保育・幼児教育従事者への研修事業等について実施しています。引き続き、市と事業団とで連携して、幼児教育の推進に努めていきます。

具体的手法

- (1) 幼児教育に関する調査・研究
- (2) 市内幼児教育施設の定期巡回訪問と情報共有・課題解決
- (3) 子育て家庭に向けた啓発・情報発信
- (4) 保育士等キャリアアップ研修など保育・幼児教育従事者への研修の実施

【重点的取組み】 施策9

地域における子どもの居場所づくり事業の拡充

所管課

児童青少年課

取組内容

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 地域における子どもの居場所づくり事業の拡充 |
|---|-----------------------|

取組内容1 地域における子どもの居場所づくり事業の拡充

子どもたち一人一人が異なる存在である中で、それぞれの興味や関心、好き・嫌いなども様々です。また、それぞれの個性や特性もまた多様であり、一人として同じ存在はありません。

そのような子ども一人一人が自分らしく育つ権利を支えられる環境をつくるにあたっては、子ども一人一人に適した、多様な環境が必要となります。

国立市では、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、子どもたちの活動範囲が制限された中、地域で子どもたちの姿が見えなくなることや、子どもの体験機会が喪失することを懸念し、子ども食堂、また子どもの体験機会を展開する居場所を運営する団体と連携し、積極的な開所に努めてきました。各団体の協力もあり、令和6年度時点で、子ども食堂9か所、子どもの居場所11箇所との連携を構築しています。

この間それぞれの団体においては、学校や児童館事業ではなかなか実現できない体験や、寄り添いを行っていただき、コロナ禍当時から現在まで多くの子どもたちが利用するに至っています。

市としては、各団体の活動内容をまとめた冊子の配布、活動場所を示したマップの定期的な配布（市立小中学校の全児童・生徒）、各団体の報告会の実施など、活動周知に努めるとともに、社会福祉協議会と連携して各団体が意見交換するための連絡会を開催するなど、ネットワークの構築に努めています。

居場所マップ、ブックの表紙、団体の写真など

これまでの事業を通じて地域団体との間で構築してきた繋がりを大切に、また、こども家庭庁の発する「子どもの居場所づくりに関する指針」等を通じて多様な居場所の創出・連携が求められている状況を受け、引き続き、地域における子ども食堂・子どもの居場所との連携・支援に努めていきます。

具体的手法

- (1) 子どもの居場所づくり事業補助金を活用した、子どもの居場所・子ども食堂の創出・拡充
- (2) 地域の子どもの居場所・子ども食堂の周知活動の継続（マップ、ブックの配布等）
- (3) 地域の子どもの居場所・子ども食堂のネットワークの構築（報告会等の実施等）
- (4) 個性や特性のある子ども・配慮の必要な子どものつなぎ先となる居場所の創出

【重点的取組み】 施策10

グローバル人材育成事業の推進

所管課

児童青少年課

国立市では、市民からの寄付をもとに昭和61年から15年間、「国立市青少年海外派遣事業」を実施しました。この事業では100名以上の中高生を米国に派遣し、日本文化の紹介や青少年交流を行っていましたが、運用益の減少や国際情勢の変化などの理由により事業を中止し、代わりとして留学生との多文化交流キャンプや国連大学、大使館見学等を実施してきました。

その後平成25年には市民から新たな寄付を受け、世界を舞台に活躍する人材を育成することを目的とした「国立市 RH

グローバル人材育成基金」を設立しました。これを受けて、基金の活用に関して検討会において「グローバルカフェ事業」「海外短期派遣事業」「チャレンジ応援プロジェクト事業(運用方法検討中)」の実施が提言され、平成26年度より事業を開始しています。しかし、これらのうち「海外短期派遣事業」については、令和元年度に5回目の派遣を実施して以降、翌年より新型コロナウイルス感染症が蔓延したことや、その後の国際情勢・経済状況等を理由に、令和6年度時点で再開に至っておりません。

グローバル人材育成とは、単に語学力を高めるということではなく、この世界に様々な人種・文化・宗教・慣習などが混在している中で、それぞれが共存していくために、多文化理解を深めていくことを考えています。そうした多文化理解を深めることができる本事業は、子どもたちの体験機会としても貴重なものと捉えています。

今後子どもが地域や学校において多文化共生の理念が根付いていくことを目指し、改めて事業の推進を図ります。

取組内容	
1(継)	グローバルカフェ事業の推進
2(継)	海外短期派遣事業の実施
3(継)	新たなグローバル人材育成事業の推進
4(継)	地域や学校において活発な活動ができる人材育成の推進

取組内容1 グローバルカフェ事業の推進

「グローバルカフェ事業」は、市内在住または在学の中学生・高校生が、留学生と会話を楽しみながら、海外に関することを学ぶ事業です。また、大使館や日本ユニセフ協会など国際的な取組を行う機関への訪問の機会も設けています。

引き続き、参加者の国際的な視野を広げ、異文化への理解を促進するとともに、自分自身を見つめる・知る・伝える機会としていきます。

取組内容2 海外短期派遣事業の実施

平成27年度より5回にわたり、事前学習、現地派遣、事後学習の一貫したプログラムの「海外短期派遣事業」を実施しました。派遣先は多民族・多文化が共存する国であるシンガポール共和国で、派遣期間中は現地青少年との交流や、現地で活躍する日系企業への訪問、ホームステイの実施等を行いました。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症や国際情勢等の理由により、事業が中断して現在に至りますが、今後においては事業を再開し、子どもたちが海外で多文化を学ぶ機会創出を実現します。

取組内容3 新たなグローバル人材育成事業の推進

基金活用に関する検討会で提案された事業以外に、多文化理解と広い視野をもった人材の育成を図る各種事業を検討します。

取組内容4 地域や学校において活発な活動ができる人材育成の推進

各事業に参加することで得た知識や経験を、地域や学校などの子ども参画等の場面において活用・発揮し、次世代のリーダーとなる人材育成を推進します。

--

【重点的取組み】 施策11 多様な学びを伸ばす環境の整備	所管課	子育て支援課 教育指導支援課 児童青少年課
---	------------	--

取組内容	
1	多様な学びを伸ばす環境の整備協議会を中心とした連携支援の実施

取組内容1 多様な学びを伸ばす環境の整備協議会を中心とした連携支援の実施

学校での人間関係や学業不振又は家庭環境等を理由に、学校へ行けない・行かない状態や登校渋りの状態にある、あるいはそのような状態になりうる児童・生徒やその家庭に対し、教育委員会、子ども家庭部、学校及び地域が連携し、福祉的な視点を包含した寄り添いについて協議・検討する「国立市児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境整備協議会」を令和4年度に設置しました。

この協議会を通じ、これまで市立小中学校において当事者や家庭への寄り添いを各校の教員とスクールソーシャルワーカーが中心になって行っていたところ、子育て支援課 くにたち子育てサポート窓口(通称「くにサポ」)の専門職がこれに加わり、早期から当該児童・生徒及びその保護者への面談・寄り添い・アウトリーチによる支援を行える体制を構築し、連携を進めています。

この取組に対する理解を深めるために、リーフレットを作成し、新規教員に向けた研修の場や、新入生保護者説明会等の場を通じて周知を行っています。

また、くにサポにおいては、当事者のつなぎ先となる施設や居場所とのネットワークを広げるため、近隣市に所在するフリースクールの視察・連携の構築を行っています。

一方現状としては、依然として学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒数は右肩上がりの状態にあり、支援の強化を行っていく必要があります。

また、近隣市のフリースクールのみをもってつなぎ先が充足したとは言えず、当事者のリズムに適した多様な居場所につないでいくために、ネットワークの更なる拡充に加え、新たな居場所の開拓・構築の必要も高まっています。

引き続き、教育部・子ども家庭部・学校の連携を強固にしながら、当事者及び世帯への早期対応に努めるとともに、当事者支援に適したアセスメントの構築、ペアレントトレーニングの開発、また、つなぎ先とのネットワークの拡充を図っていきます。 加えて、当該連携についてより多くの人に浸透するよう、周知啓発を継続していきます。

- 具体的手段**
- (1) 「多様な学びを伸ばす環境整備協議会」の実施
 - (2) くにサポと学校の連携支援の継続・周知啓発の実施
 - (3) 当事者支援に適したアセスメントの研究・構築、ペアレントトレーニングの研究・開発
 - (4) つなぎ先の開拓・構築、ネットワーク強化

